

【陳情事項】

- 【1】 憲法第25条、地方自治法第1条をふまえて、医療・介護・福祉など社会保障施策の充実をすすめてください。
- 【2】 以下の事項を実現し、市町村の福祉施策を充実してください。
1. 安心できる介護保障について
    - (1) 介護保険について
      - ① 介護保険料について
        - ア. 2009年度の保険料は引き下げてください。
    - イ. 低所得者に対する保険料の減免制度を実施・拡充してください。とくに、住民税非課税、介護保険料普通徴収の高齢者、無年金者への配慮をつよめてください。
  - ② 利用料について
    - ア. 低所得者に対する利用料の減免制度を実施、拡充してください。
  - ③ 要支援、要介護1の軽度の認定者に対し、訪問介護、福祉用具など必要なサービスを制限なく利用できるようにしてください。とくに、同居家族がいる場合の生活援助や院内介助などの利用を一律に制限しないでください。
  - ④ 特別養護老人ホームの建設など、施設・在宅サービスの基盤整備を早急に行って、介護サービスが必要な人すべてが利用できるようにしてください。

【陳情事項に対する回答】

- 【1】 〔健康福祉部全体〕  
法の趣旨を尊重し、第5次小牧市総合計画に基づく効率的な行財政運営に努めます。
- 【2】
1.
    - (1)
      - ① 〔長寿介護課〕
        - ア. 2009年度の保険料については、高齢者人口の動向、介護サービスの見込み量、介護報酬等に基づき、高齢者保健福祉計画策定委員会での審議を経て、適切な額を設定したいと考えています。
      - イ. 低所得者に対しては保険料減免制度を設けています。
    - ② 〔長寿介護課〕
 

本市独自の施策については考えておりません。
    - ③ 〔長寿介護課〕
 

本市独自のサービス利用に関する施策は考えておりません。
    - ④ 〔長寿介護課〕
 

昨年度実施した高齢者実態調査の結果等を踏まえ、第4次高齢者保健福祉計画の中で、需要に応じた適正な施設・在宅サービスの整備を図っていきます。

⑤ 介護労働者を確保するために、適正な賃金・労働条件および研修について、財政的な支援をしてください。

(2) 高齢者福祉施策の充実について

① 配食サービスは、料金を引き上げることなく毎日最低1回の配食を実施し、あわせて、閉じこもりを予防するため会食（ふれあい）方式も含め実施してください。

② 高齢者が地域でいきいきと生活するために、以下の施策を一般財源で実施してください。

ア. 敬老バスや地域巡回バスなどの外出支援

イ. 宅老所、街角サロンなど的高齢者の集まりの場への援助など多面的な施策の拡充

(3) 障がい者控除の認定について

① 介護保険のすべての要介護認定者を障がい者控除の対象としてください。

② すべての要介護認定者に「障害者控除対象者認定書」または「障害者控除対象者認定申請書」を個別に送付してください。

⑤ [長寿介護課]

介護労働者の賃金等については、国で行われている審議の推移を見守りたいと考えています。また、研修については、事業所のホームヘルパーを対象に、経験及び能力に応じた本市独自の研修を行っています。

(2)

① [長寿介護課]

現在、週3回の配食サービスを実施しており、現時点での見直しは考えておりません。

②

ア. [交通防犯課]

こまき巡回バスは、市内の交通空白地域の解消や公共施設の利用促進を目的に運行されており、敬老バスや地域巡回バスなど外出支援としての運行は考えておりません。

イ. [長寿介護課]

現時点では、拡充は考えていません。

(3)

① [長寿介護課]

現時点では、実施は考えていません。

② [長寿介護課]

対象者には個別に案内しており、現行どおり行っていききたいと考えております。

<p>2. 高齢者医療の充実について</p> <p>① 福祉給付金（後期高齢者福祉医療費給付）制度については、ひとり暮らし非課税者を対象とするとともに、70歳からの高齢者についても、対象に加えてください。</p> <p>② 後期高齢者医療制度の保険料滞納者に対する保険証の取り上げ・資格証明書の発行をしないでください。</p> <p>③ 後期高齢者医療制度に加入しない65～74歳の障がい者には、障害者医療費助成制度を適用してください。</p> <p>④ 人間ドック、温泉など保養施設、文化・スポーツ施設の補助制度・利用割引など国保加入者への保健・福祉施策事業については、後期高齢者にも適用してください。</p> <p>3. 子育て支援について</p> <p>① 中学校卒業まで医療費無料制度を現物給付（窓口無料）で実施してください。</p> <p>② 妊産婦の無料健診制度は、産前は14回以上、産後は1回以上を無料にしてください。</p>	<p>2.</p> <p>①〔保険年金課〕 小牧市においては、市内に親族のいないひとり暮らし非課税者も対象としています。なお、年齢要件は県に準じ75歳としています。</p> <p>②〔保険年金課〕 県下各市の動向及び被保険者の現状を見ながら判断していきたいと考えています。</p> <p>③〔保険年金課〕 後期高齢者福祉医療費助成制度は、国の制度を補完する県の施策であるため、小牧市としても国制度を最大限利用することが必要と考えます。</p> <p>④〔保険年金課〕 加入する保険が異なることから国保被保険者と同様とすることは困難と考えます。</p> <p>3.</p> <p>①〔保険年金課〕 平成20年4月より、通院・入院とも15歳年度末（中学校卒業）まで現物給付としています。</p> <p>②〔保健センター〕 妊婦の無料健診制度については、親子健康手帳（母子健康手帳）交付時に健康診査票をお配りしています。平成19年度には2回から5回へ拡充いたしました。これ以上の拡充に関しては、国の動向、他市町村との均衡、財政負担の増加等を踏まえ検討していきたいと思っております。なお、産後検診については、今のところ実施する予定はありません。</p>
--	--

#### 4. 国保の改善について

##### ① 保険料（税）について

ア. これまで以上に一般会計からの繰り入れをおこない、保険料（税）の引き上げを行わず、減免制度を拡充し、払える保険料にしてください。

イ. 就学前の子どもについては、均等割の対象としないでください。

ウ. 前年所得が、生活保護基準額の1.3倍以下の世帯に対する減免制度をつくってください。

エ. 所得激減による減免要件は、「前年所得が1,000万円以下で、当年の見込所得が500万円以下、かつ前年所得の10分の9以下」にしてください。

##### ② 保険料（税）滞納者への対応について

ア. 資格証明書の発行をやめてください。とりわけ、義務教育修了前の子どもがいる世帯、母子家庭や障がい者のいる世帯、病弱者のいる世帯には、絶対に発行しないでください。

イ. 保険料（税）を払いきれない加入者の生活実態の把握に努め、加入者の生活実態を無視した保険料（税）の徴収や差押えなど制裁行政をしないでください。

#### 4.

##### ①〔保険年金課〕

ア. 従来から一般会計からの繰り入れは他市町村と比較しても多く行っており、平成20年度税率改正においても、繰り入れ額を維持し保険税の引き上げをおさえています。減免制度の拡充については現時点では見直しの考えはありません。

イ. 均等割については地方税法において定められており、法改正がされない限り均等割を賦課しないことはできません。

ウ. 従来より、所得0の世帯を含め低所得者に対する軽減措置により保険税の負担軽減を行っています。また、平成20年度より従来の6割、4割軽減を7割、5割軽減に改正し、2割軽減を新たに設定しました。相互扶助の観点から、低所得者の方にも一定の負担をしていただいています。

エ. 小牧市における所得激減による減免要件は、前年総所得が400万円以下となっており、適正なものと考えられます。

##### ②〔保険年金課〕

ア. 従来より、公費負担の医療に関する給付を受けることができる場合や世帯主等が病弱者の場合等は発行していません。

イ. 保険税の滞納者の徴収については納税相談を行い生活実態等に照し合せたうえで支払い能力に応じた納付や分納を奨めています。また、差押えを行う場合は生活実態等を把握したうえで差押予告をし、相談の機会を設けています。

<p>③ 65～74歳の保険料（税）の年金天引きは、行わないでください。</p> <p>④ 一部負担金の減免制度については、生活保護基準額の1.3倍以下の世帯に対しても実施してください。</p> <p>5. 障がい者施策の充実について</p> <p>① 通所施設・在宅サービス利用者の負担軽減措置にある資産要件を撤廃してください。</p> <p>② 補装具の利用料負担軽減とともに、地域生活支援事業の移動支援・日常生活用具・地域活動センターの各利用料を総合した負担軽減策を講じてください。</p> <p>③ 第2期障害福祉計画の策定にあたって、地域の障害者・家族、居宅介護事業者・施設関係者等の実状を十分に聴くとともに、実態にあった住民参加の計画づくりにしてください。</p> <p>6. 健診事業について</p> <p>① 特定健診、がん検診、歯周疾患検診については、自己負担金を無料としてください。また、実施期間は通年とし、個別医療機関委託・集団健診をともに実施してください。</p>	<p>③ [保険年金課] 年金天引きについては地方税法において定められており、法改正がされない限り年金天引きをしないことはできません。</p> <p>④ [保険年金課] 現在のところ、一部負担金の減免は考えておりません。</p> <p>5.</p> <p>① [福祉課] 当面は法の定めに基づいた実施を考えております。</p> <p>② [福祉課] 補装具、日常生活用具は、昨年4月から5%負担としたところであり、他の地域生活支援事業についても、月額負担上限額を超えた額は償還しているところです。</p> <p>③ [福祉課] 第2期障害福祉計画の策定にあたっては、市内の全障がい者と障がい児を対象にしたアンケート調査や関係団体、関係事業所のヒアリングを行うとともに、計画策定時にパブリックコメントを実施する予定です。</p> <p>6.</p> <p>① [保険年金課] 特定健診については、自己負担は無料です。実施方法は、受診者の利便を図るため「個別」としています。</p> <p>[保健センター] がん検診については、健康を自己で管理していただく意識を高めるためにも費用の一部を負担していただいておりますが、他市町村との均衡、財政負担の増加等から、現在のところ変更する考えはございません。なお、満70</p>
--	---

- ② 歯周疾患検診については、年1回無料で受けられるようにしてください。  
少なくとも40・50・60・70歳の検診は必ず実施してください。

#### 7. 地方税の徴収について

- ① 地方税の年金天引きを行わないでください。

【3】国および愛知県・広域連合に、以下の趣旨の意見書・要望書を提出してください。

##### 1. 国に対する意見書・要望書

- ① 宙に浮いた年金問題を全面解決し、全額国庫負担による「最低保障年金制度」の創設、受給資格年限を短縮し、安心してくらせる年金制度を確立してください。また、社会保険庁の解体をやめ、民営化は凍結してください。

歳以上の方、非課税世帯の方、生活保護需給世帯の方には減免措置がありません。

実施期間は、がん検診については集団方式で胃がん、大腸がん、乳がん、子宮がんを5月～3月、個別方式で胃がん・大腸がん、胸部X線、子宮がん、前立腺がんを6月～2月に実施しています。

歯周疾患検診については、自己負担金無料で年7回行っておりますが、今後は歯科医師会との連携調整を図りながら個別検診についても検討していきたいと思っております。

##### ② [保健センター]

歯周疾患検診については、成人歯科検診として、20歳以上の市民を対象に保健センター等において、無料で歯科検診や口腔がん検診等を年7回実施しております。

#### 7.

##### ① [市民税課]

地方税の徴収については、平成20年度税制改正で公的年金等からの住民税の特別徴収（天引き）が法定化され、平成21年10月支給分の公的年金等から実施されることになりました。平成21年4月1日現在で65歳以上の公的年金等の受給者が特別徴収の対象者となりますが、老齢等年金給付額が18万円未満である、あるいは徴収年度の特別徴収税額が老齢等年金給付額を超える場合など、公的年金等からの特別徴収が不可能な場合を除き、この制度は実施されますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

##### 【3】

#### 1.

##### ① [保険年金課]

国の社会保障政策に関することですので、市としては意見書・要望書の提出は考えていません。

<p>② 後期高齢者医療制度は廃止してください。</p> <p>③ 介護保険への国庫負担を増やして、負担の軽減と給付の改善をすすめてください。介護労働者の処遇を改善し、働き続けられるようにしてください。</p> <p>④ 子育て支援として就学前までの医療費無料制度の創設と妊産婦の健診制度の補助金を復活・拡充してください。また、現物給付による子どもの医療費助成に対し国民健康保険の国庫負担金を減額しないでください。</p> <p>⑤ 消費税の引き上げは行わないでください。</p> <p>⑥ 社会保障費自然増分2200億円の削減をやめてください。また、これまでの医療費抑制策で崩壊寸前の医療現場を救うために、国の責任で医師・看護師不足を解消してください。</p> <p>2. 愛知県に対する意見書・要望書</p> <p>① 後期高齢者医療制度を選択しない65～74歳の障がい者にも、障害者医療費助成制度を適用してください。</p> <p>② 福祉給付金（後期高齢者福祉医療費給付）制度の対象に、ひとり暮らし非課税者を復活してください。</p>	<p>②〔保険年金課〕 国の社会保障政策に関することですので、市としては意見書・要望書の提出は考えていません。</p> <p>③〔長寿介護課〕 国庫負担の増額等については、国で現在行われている介護保険制度改正に関する審議の状況を見守りたいと考えています。また、介護労働者の処遇については、国において介護報酬の引き上げなど処遇改善が検討されており、その状況を見守りたいと考えています。</p> <p>④〔保険年金課〕 国の社会保障政策に関することですので市としては意見書・要望書の提出は考えていません。</p> <p>⑤〔健康福祉部〕 国の制度でありますので市としては意見書・要望書の提出は考えていません。</p> <p>⑥〔健康福祉部〕 国の社会保障政策に関することですので、市としては意見書・要望書の提出は考えていません。</p> <p>2.</p> <p>①〔保険年金課〕 後期高齢者福祉医療費助成制度は、国の制度を補完する県の施策であるため、小牧市としても国制度を最大限利用することが必要と考えますので意見書・要望書の提出は考えていません。</p> <p>②〔保険年金課〕 県下各市の状況をみながら判断していきたいと考えています。</p>
---	--

- ③ 後期高齢者医療制度へ県として一般財源を投入してください。
- ④ 子どもの医療費助成制度の対象を通院についても中学校卒業まで拡大してください。
- ⑤ 削減した国民健康保険への県の補助金を元にもどし、増額してください。
- ⑥ 精神障がいにある人の医療費助成は、一般疾病も対象にしてください。
- ⑦ 2007年4月から行われている通所施設・在宅サービス利用者の負担軽減措置にかかわって、資産要件を撤廃するなどさらなる軽減策をとってください。

3. 愛知県後期高齢者医療広域連合に対する意見書・要望書

- ① 愛知県の一般財源を繰り入れて、保険料を引き下げてください。
- ② 低所得者に対する独自の保険料減免制度を設けてください。
- ③ 保険料滞納者への保険証取り上げ・資格証明書の発行は行わないでください。
- ④ 受診中の75歳以上高齢者についても健診を保障し、希望者全員が受けられるようにしてください。

- ③ [保険年金課]  
県下各市の状況をみながら判断していきたいと考えています。
- ④ [保険年金課]  
県下各市の状況をみながら判断していきたいと考えています。
- ⑤ [保険年金課]  
県下各市の状況をみながら判断していきたいと考えています。
- ⑥ [保険年金課]  
県下各市の状況をみながら判断していきたいと考えています。
- ⑦ [福祉課]  
通所施設・在宅サービス利用者の負担軽減措置については、今年7月に見直しがなされ、さらなる負担軽減が図られたところです。国の定めに従って実施していることから、今後もその推移を見守り、意見書・要望書の提出は考えておりません。

3.

- ① [保険年金課]  
県下各市の動向を見ながら判断していきたいと考えています。
- ② [保険年金課]  
県下各市の動向を見ながら判断していきたいと考えています。
- ③ [保険年金課]  
県下各市の動向を見ながら判断していきたいと考えています。
- ④ [保険年金課]  
県下各市の動向を見ながら判断していきたいと考えています。



⑤ 後期高齢者の意志が十分反映できる制度的保障として、後期高齢者の代表を含む後期高齢者医療制度運営協議会（仮称）を設置してください。

⑤〔保険年金課〕  
県下各市の動向を見ながら判断していきたいと考えています。